

## 交流分析実践資格認定制度

### ● 認定資格の内容

日本交流分析学会認定による「交流分析士資格」および「研修スーパーバイザー資格」は、本学会正会員であり、技術的倫理的に本学会が推薦できる交流分析実践者に与えられる資格である。(平成4年5月10日第17回大会総会決議による)

### ● 日本交流分析学会認定「研修スーパーバイザー」資格

日本交流分析学会認定研修スーパーバイザーとは、交流分析士としての広い知識と錬磨された技術をそなえた実践家の養成、指導するにふさわしい実力を持つ会員を、日本交流分析学会が認定したものを言う。

#### 1. 目的

1) 交流分析士としての広い知識と錬磨された技術を備えた実践家の養成、指導において、日本交流分析学会が推薦できるスーパーバイザー制度を設けることを趣旨とする。

2) この目的達成のため、日本交流分析学会は交流分析実践資格認定制度の下で、実践家を指導し要請するにふさわしい実力を持つ会員を、日本交流分析学会認定研修スーパーバイザーとして認定する。

#### 2. 日本交流分析学会認定スーパーバイザー資格の認定方法

1) 日本交流分析学会認定研修スーパーバイザー（以下、学会認定研修スーパーバイザーと呼ぶ）資格の認定を受けられるものは、学会認定交流分析士資格取得後3年目以降の本学会正会員で、以下に示す書類申請の手続きを行い、学会が定める面接に合格し、交流分析実践資格認定委員会の審査を経て理事会で認定されたものに限る。

2) 学会認定研修スーパーバイザー資格の申請書類（学会規定用紙による）

- (1) 申請書
- (2) 履歴書
- (3) 学会発表目録
- (4) 発表学術論文目録
- (5) 交流分析の実践録
- (6) 交流分析による自己分析記録

(7) 推薦書

(8) 払込通知書

3) 学会認定研修スーパーバイザー資格の申請期限ならびに申込先

認定を希望する会員は、申込書類を事務局に文書で請求する。

申請期限は毎年2月末日とし、申込先は交流分析実践資格認定委員会（本学会事務局内）宛とする。

4) 審査・合否の決定

審査は書類選考と面接によって行われる。交流分析実践資格認定委員会にて書類選考上適切と判断された場合に面接を行う。

面接の試験管は、受験者の数により本委員会委員の他に、年度ごとに理事長の承認を得て任命された若干名が追加されることがある。時期は毎年一回とし、事前に日時は公示される。全ての資料は理事会の議を経て合否は決定される。合格の場合、認定証が交付され、学会誌またはニューズレターに公示される。不合格の場合、その理由は本人宛に通知される。

5) 審査料・登録料

審査料は、10,000円とする。審査に不合格の場合でも審査料は返却されない。ただし、再審査を申請する場合、次回申請までは無料とし、それ以降は初回申請と同じ扱いとする。認定された場合、認定登録料は30,000円とする。

6) 認定の有効期間ならびに更新

本認定の有効期間は5年とする。5年を過ぎる場合は、更新の申請をすることができる。更新の細則は別に規定され本学会誌に公示される。更新の審査料は上記審査料に準じ、また更新料はこれに含まれる。

学会認定研修スーパーバイザーの資格を更新した場合は、学会認定交流分析士の資格は自動的に更新されたものとする。

7) 運営機関

この制度の運営は、日本交流分析学会の中に設けられた交流分析実践資格認定委員会が担当する。委員長は、理事の互選による。委員は、会則により正社員の中から若干名を委員長が理事長の承認を得て委嘱する。

8) 要項の変更

この要項について疑義が生じた場合、あるいは変更の必要が起こった場合には、交流分析実践資格認定委員会において検討し、理事会の承認を得て変更を行う。

(注) 本制度は平成5年5月より実施する。